競技規程、昇降級規程及び選手規程に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）競技規程第１５条、昇降級規程第１３条及び選手規程第１６条の規定に基づき、ボールルームダンス競技に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（順位の判定）

第２条　競技の途中でダンスをやめた場合、カップルがフロアー上に残っていれば、踊っていることとみなす。フロアーから退場した場合は、棄権とみなす。（カップルの片方のみがフロアーから退場しても棄権とみなす。）

2　予選から準決勝での対応については、次のとおりとする。

(1)　途中で退場した選手を全審査員が同じレベルで把握するのは難しいため、それぞれの審査員の判断で審査する。

(2)　途中で退場したとしても、棄権扱いせずそのラウンドは出場したとみなす。

(3)　２種目・４種目総合でケガ等により２種目目以降を最初から踊らない場合も棄権扱いとせず出場したとみなす。

3　決勝での対応については、次のとおりとする。

(1)　踊りを途中でやめた選手がいた場合でもそれぞれの審査員の判断で審査するが、その曲が終了した時点で審査員長は審査員全員を集めて、踊りをやめたか退場したかの事実を確認し、審査員長がその取扱いについて決定する。

(2)　踊りを途中でやめたと判断した場合は、その選手はその種目において最下位となる。　（審査員長は、審査員全員にその指示をしなくてはならない。）

(3)　退場したと判断した場合は、棄権とみなす。
（２種目・４種目総合の場合で、もし１種目目でフロアーより途中退場した場合は、その選手は２種目目以降出場する権利を失う。この場合、当該選手は、決勝に進出したこととならない。）

4　決勝において途中で踊りをやめ退場した選手は、競技会終了までに大会事務局へ退場届を提出しなくてはならない。

（最終予選の定義）

第３条　昇級基準上の最終予選の定義は以下とする。なおフリーパスも予選と見なす。

1　ｎ次予選まで実施された場合は、ｎ次予選を最終予選とする。（別表１）

2　一次予選の次が準決勝の場合は、出場組全てが最終予選進出とする。（別表２）
3　予選がなく準決勝から実施の場合は、出場組全てが最終予選を通過したものと扱う。（別表３）
4　予選、準決勝がなく決勝のみの場合は出場組全てが最終予選、準決勝を通過したものと扱う。（別表４）
5　出場組数に昇級率を乗じて昇級対象組数を算出した結果、１組未満（0.5～ 0.99組）となつた場合は、昇級対象組数を１組とする。但し、競技の成立を必要条件とする。

（別表１）

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
１次予選	予選
２次予選	予選
・	〃
・	〃
n次予選	最終予選
準決勝	準決勝
決勝	順位

（別表２）

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
１次予選	最終予選
準決勝	準決勝
決勝	順位

※出場組全てが最終予選進出とする

（別表３）

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
準決勝	準決勝
決勝	順位

※出場組全てが最終予選まで通過とみなす

（別表４）

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
決勝	順位

※出場組全てが準決勝まで通過と見なす

（中部日本学生競技会ダンス連盟所属選手の選手登録）
第４条　選手規程第４条第１５項及び第１７項に基づき、中部日本学生競技ダンス連盟（以下「中部学連」という。）所属選手が本法人に新規選手登録を希望するときの登録級を決定する競技会は、次のとおりとする。
(1)　全日本学生競技ダンス選手権大会及び西日本学生競技ダンス選手権大会
(2)　中部日本学生競技ダンスモダン選手権大会及びラテン選手権大会
(3)　中部日本学生競技ダンス選手権大会八種目戦及び種目別戦
(4)　東西対抗学生競技ダンス選手権大会及び現役･OBOG 競技ダンス交流大会
(5)　中部日本学生競技ダンス選手権大会学年別戦（２年生及び３年生の部）
2　前項の競技会において得た成績に対する本法人の登録級は、次のとおりとする。
(1)　前項第１号の競技会
①　２４位以内　　Ｃ級
(2)　前項第２～４号の競技会
①　１２位以内　　Ｃ級
②　２４位以内　　Ｄ級

③ 上記以外　　Ｎ級

(3)　前項第５号の競技会

① ６位以内　　Ｃ級

② １２位以内　　Ｄ級

③ 上記以外　　Ｎ級

3　各競技会の成績により本法人へ新規選手登録するときは、競技会の成績証明書を添付し、大会終了後４か月以内に手続きを行うものとする。

4　前項により登録した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。

但し、１・２月に登録した選手は、その限りではない。

（小中高校生選手の選手登録）

第５条　選手規程第４条第１６項及び第１７項に基づき、小中高校生選手が本法人に新規選手登録を希望するときの登録級を決定する競技会は、次のとおりとする。

(1)　スーパージャパンカップ選手権大会

(2)　日本インターナショナルダンス選手権大会

(3)　小中高校生ボールルームダンス全日本チャンピオンシップ

(4)　その他、小中高校生を対象とする競技会

2　前項の競技会において得た成績に対する本法人登録級は、次のとおりとする。

(1)　前項の第１号から第４号のどれか一つに入賞していることとする。

(2)　決勝に入賞したものはＣ級に、準決勝に入賞したものはＤ級に登録することが出来る。

3　本法人への新規選手登録は、競技会の成績証明書を添付し、次の期日内に登録するものとする。

(1)　全日本級選手権大会の成績により登録するときは、大会終了後に手続きを行うものとする。

4　前項により登録した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。

5　男女共に満12歳以上、満16歳未満の者は、選手規程第４条第３項に基づき保護者の承諾書を添付して登録するものとする。

（全日本級選手権等出場選手選考基準）

第６条　選手規程第７条に基づき、全日本級の選手権大会に出場する選手の選考基準は次のとおりとする。

2　全日本級選手権大会は、日本インターナショナルダンス選手権大会、ＪＢＤＦプロフェッショナルダンス選手権大会及び全日本アマチュアダンス選手権大会、全日本選抜ダンス選手権大会とする。

3　この選考基準は、本法人主催選手権等にも適用することができるものとする。

4　本法人における全日本級の選手権大会に出場する選手の選考は、次のランキングにより選考する。但し、Ａ級競技会は、オープン競技会を含む。

(1)　プロ・ボールルームＡ級競技会ランキング

(2)　プロ・ラテンＡ級競技会ランキング

(3)　アマ・ボールルームＡ級競技会ランキング
(4)　アマ・ラテンＡ級競技会ランキング
(5)　プロ・ボールルームＢ級競技会ランキング
(6)　プロ・ラテンＢ級競技会ランキング
(7)　アマ・ボールルームＢ級競技会ランキング
(8)　アマ・ラテンＢ級競技会ランキング

5　パートナーを変更した場合には、前パートナーとのランキング点数は、無効とする。

6　ランキング点数を算出する競技会は、中部日本ダンス選手権（以下「中部選手権」）及び中部日本級別ダンス競技会（以下「級別競技会」）とし、名古屋インターナショナルダンス選手権大会は含まない。

7　ランキング点数算出期間は、次の通りとする。

(1)　日本インターナショナルダンス選手権大会（６月中旬開催）
　前年度前期中部選手権の次の競技会から、当該年度前期中部選手権までとする。

(2)　ＪＢＤＦプロ　フェッショナルダンス選手権大会及び全日本アマチュアダンス選手権大会（１０月頃開催）
　前年度７月１日から、当該年度６月３０日までの競技会とする。

(3)　全日本選抜ダンス選手権大会（２月下旬～３月上旬開催）
　前年度１月１日から、１２月３１日までの競技会とする。

8　ランキング点数は、中部選手権における獲得点数に級別競技会における平均獲得点数を加算した点数とする。

9　級別競技会平均獲得点数は、級別競技会における獲得合計点数を出場した級別競技会の回数で割った平均の点数とする。

10　ランキング点数を算出するための獲得点数は、次の通りとする。

(1)　獲得点数

１位	２４点
２位	２２点
３位	２０点
４位	１８点
５位	１６点
６位	１４点
準決勝	７点

但し、出場組数が１３組以下の場合は、上位６位までの獲得点数とする。

(2)　決勝において同点の場合には、獲得順位の獲得点数を与える。

(3)　決勝７組又は８組で順位が確定している場合には、７位以下は７点する。

11　選考

(1)　第２項及び第３項の選手の選考は、出場組数枠に応じて、Ａ級競技会ランキング及びＢ級競技会ランキングに基づき上位より順次決定する。

(2)　前号の選手選考は、原則として中部選手権に出場していること。

（コード教室の登録）
第７条　一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟の競技選手として登録、及び競技会の出場申込みをする際に必要となる教室コードナンバーを取得しようとする教室は、本連盟のコード教室に登録しなければならない。

（コード教室の登録資格）
第８条　コード教室の登録資格は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「公益法人」という。）の認定教室及び優良認定教室の登録及び運営に関する規定に基づき、ＪＢＤＦ認定教室として登録しているもののうち、一般社団法人日本音楽著作権協会と音楽著作物利用許諾契約を締結している教室にあるものとする。

（コード教室の登録資格喪失）
第９条　コード教室が次の各号の一に該当する場合は、その登録資格を喪失する。
（１）営業を廃止したとき。
（２）公益法人の規定により教室登録簿から削除されたとき。

第10条　選手規程第４条第４項及び第９項に関して、本法人登録選手及び公益財団以外の組織に登録している選手が選手登録するときの階級は次のとおりとする。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">本法人での登録状況</th><th colspan="2">登録級の決定</th></tr>
<tr><td rowspan="3">本法人登録選手の場合</td><td>過去に登録したことがない場合</td><td></td><td>新規登録</td><td>アマ、シニア、Gシニアに重複登録する場合、同級で登録できる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">過去に登録したことがある場合</td><td>未登録期間が５年を超える場合</td><td>新規登録</td><td>アマ、シニア、Gシニアに重複登録する場合、同級で登録できる。</td></tr>
<tr><td>未登録期間が５年以内</td><td>降級したクラスからの登録となる。</td><td></td></tr>
</table>

		の場合		
公益財団以外の組織の登録選手の場合	過去に登録したことがない場合		新規登録扱いとし、公益財団以外の組織のクラスと同じクラスで登録できる。	アマ、シニア、Gシニアに重複登録する場合、同級で登録できる。
	過去に登録したことがある場合	未登録期間が５年を超える場合	新規登録扱いとするが、公益財団以外の組織のクラスの１ランク下のクラスで登録できる。	シニア、Gシニアに重複登録する場合、アマと同級で登録できる。
		未登録期間が５年以内の場合	降級したクラスからの登録となる。	

（改廃）

第11条　この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第12条　この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

附　　則

この規程は、令和　２年　１月　１日からこれを施行する。

附　　則

この規程は、令和　６年　２月１５日からこれを施行する。

附　　則

この規程は、令和　７年　２月２０日からこれを施行する。

附　　則

この規程は、令和　７年　５月１５日からこれを施行する。